

(保 259)

平成26年2月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成26年3月以降の東日本大震災による
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成24年10月以降も一部負担金の免除措置を継続している国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者において実施されているところであります。

国の財政支援により一部負担金の免除措置が実施されているものは、東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。これまでの通知等における「警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された場合を含む。））」と同様。）における被保険者等について、平成26年2月28日までの間、保険医療機関等の窓口で一部負担金が免除されてきました。

平成26年度においても、引き続き国の財政支援を予定しており、平成27年2月28日までの間、避難指示等対象地域の被保険者等につきましても、一部負担金の免除措置が延長されることとなります。

これまで同様、一部負担金が免除される被保険者等につきましても、保険医療機関等の窓口において「一部負担金等免除証明書」の提示が必要であり、避難指示等対象地域の被保険者等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会及び健康保険組合から、有効期限を更新した一部負担金等免除証明書が交付されることとなりますので、保険医療機関等の窓口においては、平成26年3月1日以降も引き続き、有効期限が更新された一部負担金等免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払を免除することとなります。

ただし、旧緊急時避難準備区域等（旧緊急時避難準備区域及び指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）等）については、平成26年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、平成26年10月1日以降の取扱いについては、上位所得層以外の被保険者については、10月1日以降も有効となる免除証明書が改めて交付されることとなります。上位所得層となる被保険者等については一部負担金の免除措置の対象外となり、引き続き免除措置を行うかは各保険者それぞれの判断によることとなります。

なお、平成26年3月以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていない場合等、やむを得ない事情により、保険医療機関等の窓口において、有効期限が切れていない一部負担金等免除証明書が提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこと等の取扱いも引き続き継続されます。（詳細は、添付資料の別添1の別紙1「Q&A」をご参照ください。）

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

（平26.2.21 事務連絡 厚生労働省保険局

保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室）

（別添1）東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

【周知用ポスター】

（平26.2.19 事務連絡

厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課）

（別添2）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について

（平26.2.19 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課）

（別添3）避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

（平26.2.19 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課）